

本郷沼田川漁業協同組合内水共
第 49 号第 5 種共同漁業権遊漁規則

(この規則の趣旨)

第 1 条 この規則は、この組合の有する内水共第 49 号第 5 種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい、うなぎをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第 2 条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請して、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、竿釣、手釣、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、ほこつき、つけ針及びうなぎ籠による場合には、口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出して、しなければならない。
- 3 組合は、第 1 項の規定による申請があったときは、竿釣、手釣、から釣（ちゃぐり、ちょんがけ）、ほこつき、つけ針及びうなぎ籠による遊漁の場合には、第 10 条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは遊漁者（第 1 項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は、第 10 条に規定する場合を除き第 1 項の承認をするものとする。
- 4 遊漁者は、直ちに第 6 条第 1 項の遊漁料を同条第 4 項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法・漁場の制限)

第 3 条 次の表のア欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、イ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 期 間
投網、から釣り（ちゃぐり、ちょんがけ）、 たも網（にごり網を含む）、ほこつき	7月10日の解禁日から11月30日まで

- 2 前項の規定にかかわらず、第 4 条第 1 項のあゆ解禁日から 7 月 31 日までの間は、日没から日の出までの間において、投網、ほこつき、たも網（にごり網を含む）による遊漁をしてはならない。
- 3 たも網（にごり網を含む）による遊漁は網口口径 100 センチメートルを超えるものを使用してはならない。

(遊漁期間)

第 4 条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内で行わなければならない。

ア 魚種	イ 期間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公示する日（あゆ解禁日）から11月30日まで
こい	1月1日から12月31日まで

うなぎ	4月1日から12月31日まで
-----	----------------

2 前項の公示は、組合及び第6条第4項に規定する納付場所に掲示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず、次の表のア欄に掲げる区域においては、イ欄に掲げる漁法による遊漁は、それぞれウ欄に掲げる期間中はしてはならない。

ア 区域	イ 漁具・漁法	ウ 期間
三原市大和町中央大橋上流から一万橋下流までの区域(棕梨ダム)	投網、竿釣	9月10日から 11月10日まで
三原市大和町中央大橋より下流の区域のうち (1) 中国電力(株)の設置の取水塔中心から貯水池側20メートル上下流20メートルの点を通り取水トンネル中心線との垂線及び平行線で囲まれる区域 (2) 棕梨ダム堤体左岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「No211推砂測量標識」とダム堤体右岸側から上流(約300メートル地点)に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダムの堤体までの区域	全漁具、漁法	1月1日から 12月31日まで
東広島市河内町中河内能光橋より下流能光淵までの区域	竿釣を除く全漁具、漁法	あゆ解禁日から 8月15日まで
東広島市河内町中河内(河内駅前)城渡橋上下流100メートルの区域	全漁具、漁法	1月1日から 12月31日まで
東広島市福富町竹仁の魚塚の木矢橋より下流700メートルの区域	竿釣を除く全漁具、漁法	あゆ解禁日から 7月31日まで
三原市本郷町船木川西鬼頭堰から同町船木川西船木橋下流側の下流700メートルの線に至るまでの沼田川の区域	あゆについての全漁具、漁法	10月1日から 11月15日まで
福富ダム堤体左岸側から上流(約20メートル地点)に設置されている「網場アンカーブロック」とダム堤体右岸側から上流(約100メートル地点)に設置されている「網場アンカーブロック」を結んだ線から下流のダムの堤体までの区域	全漁具、漁法	1月1日から 12月31日まで
三原市大和町中央大橋(棕梨ダム)から上流すべての区域	竿釣りを除く全漁具、漁法	1月1日から 12月31日まで
三原市本郷町駒原頭首工から免開橋までの区域	竿釣りを除く全漁具、漁法	あゆ解禁日から 8月10日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第6条 遊漁料の額は、次のとおりとする。

ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校の生徒又は肢体不自由者のときは、次の表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第4項ただし書に規定する方法により納付するときは、500円を加算した額とする。

魚 種	漁 具 , 漁 法	遊 漁 料	
あ ゆ	竿釣、から釣り (ちゃぐり、ちょんがけ)、ほこつき	日券 2,500円	年券 6,000円
あ ゆ	投網	日券 3,000円	年券 9,000円
こ い	たも網 (にごり網を含む)	日券 800円	年券 2,000円
こ い	竿釣、手釣、ほこつき	日券 700円	年券 2,000円
う な ぎ	竿釣、手釣、つけ針	日券 700円	年券 3,000円
	うなぎ籠 (一人5籠まで)	日券 700円	年券 3,000円

2 前項の規定にかかわらず、日券、年券の区分において、納付した遊漁料の額より低い遊漁料の額の漁具、漁法は、遊漁することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、中学校の生徒であって、30人以上が一括遊漁承認申請をした場合は、一人当たり年券500円を遊漁料の額とする。

4 遊漁料の納付は、次の場所においてしなければならない。

ただし、手釣、竿釣、から釣 (ちゃぐり、ちょんがけ)、つけ針、ほこつき、うなぎ籠による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

	納付場所	住 所	電話番号
(1)	本郷沼田川漁業協同組合	三原市本郷町船木 3128-1	0848-86-6121
(2)	その他組合が指定する場所		

5 前項で指定した納付場所は、組合事務所に掲示して周知を図る。新しく納付場所を指定したときも同様とする。

(遊漁承認証に関する事項)

第7条 組合は第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証 (以下「遊漁承認証」という。) を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第8条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、定められた漁具・漁法以外はしてはならない。

4 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

5 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底をかくはんしてはならない。

(1) 三原市本郷町船木川西鬼頭堰から同町船木川西船木橋下流側の下流700メートルの線に至るまでの沼田川の区域。

(2) 三原市大和町和木王子原福源橋から一万橋下流側に至るまでの椋梨川の区域。

(漁場監視員)

第9条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号の漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第10条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後その者の遊漁を拒絶することができる。

この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

この規則は知事の認可のあった日から施行する。

(別記)

(様式第1号) 遊漁承認証
表 裏

NO _____

遊漁承認証

次のとおり遊漁を承認します。

1. 遊漁者
住所
氏名
年令 才

2. 承認期間 から まで

3. 魚種

4. 漁具・漁法

5. 遊漁区域 沼田川全区域

6. 遊漁料
年 月 日
本郷沼田川漁業協同組合 ㊤

注意事項

1. 遊漁承認証は、他人に譲渡し、又は貸与してはいけません。
2. 漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければなりません。
3. 危険な場所での遊漁や危険な行為はしてはいけません。
4. 遊漁に際しては、電線、落石等に注意し、けがに気をつけてください。なお、遊漁中の事故については、組合は責任を負いません。
5. 遊漁中は他者と相互に適当な距離を保ち、他者の迷惑となる行為をしてはいけません。
6. 遊漁に際し、掲示板及び魚族を守るための設置物は、除去してはいけません。

本郷沼田川漁業協同組合 ㊤

(様式第2号) 漁場監視員証

表

NO _____

漁場監視員証

次の者は、本郷沼田川漁業協同組合員の漁場監視員であることを証明する。

監視員氏名
有効期間 3年間
年 月 日～ 年 月 日
年 月 日
住 所 三原市本郷町船木 3128-1
発行者 本郷沼田川漁業協同組合

裏

注意事項

1. 漁場監視員は、遊漁規則及び行使規則の励行に関して必要な指示を行うことができる。
2. 監視員は、漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。